

住民監査請求に伴う陳述を傍聴される方へ

浜松市監査委員

傍聴についての留意事項

1 傍聴人の定員

傍聴人の定員は10人です。

2 傍聴の手続

陳述の傍聴を希望する方は、傍聴受付手続を行ってください。

この受付は陳述の開始15分前から行い、先着順に受け付けます。

3 傍聴の禁止

次の各号のいずれかに該当する方は、傍聴することができません。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

4 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、会場内においては、次に掲げる事項をお守りください。

- (1) 陳述に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 写真、動画等を撮影しないこと。
- (7) 録音等をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会場内の秩序を乱し、又は陳述の妨害となるような行為をしないこと。

5 傍聴人の退場

監査委員は、傍聴人が「4 傍聴人の守るべき事項」の各号のいずれかに該当するときは、退場を命じることがあります。

6 その他

事務局職員が会議状況記録のため撮影し、又は録音することがあります。

請求人及び立会人が会議記録のため録音することがあります。

報道機関が報道のため撮影し、又は録音することがあります。